

第37回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和7年10月29日（水）14：00～15：47

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、吉橋委員、青砥参与、畠澤参与、岡嶋参与、

小笠原参与

内閣府原子力政策担当室

井出参事官、中島参事官、太田桐主査

外務省

古本課長、田中室長

4. 議 題

（1）第69回国際原子力機関（IAEA）総会等の開催結果について（外務省・内閣府）

（2）その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和7年第37回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、青砥参与、畠澤参与、岡嶋参与、小笠原参与に御出席いただいております。

本日の議題ですが、一つ目が第69回国際原子力機関総会等の開催結果について、二つ目がその他でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（井出参事官）それでは、一つ目の議題、第69回国際原子力機関総会等の開催結果について、外務省軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課長、古本建彦、同省同部国際原子力協力室長、田中健一郎様、内閣府原子力委員会事務局の私の順にまとめて説明し、その後、質疑を行う予定です。

本件は、「原子力利用に関する基本的考え方」の3.3、国際潮流を踏まえた国内外での

取組を進めるに主に関連するものです。

それでは、古本課長、田中室長から御説明をよろしくお願ひいたします。

(古本課長) 外務省の古本です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず私から9月に開催された IAEA 総会について概要を説明させていただきます。

IAEA 総会は、毎年 9 月に年に 1 回の総会として開催されているものでございます。これは国際機関の会計年度が 9 月から始まるということに準じているもので、各種の報告であるとか加盟国による一般討論演説などが行われるものとなっておりまして、日本からは例年内閣府特命担当、科学技術担当大臣が政府代表として出席しております。本年は城内大臣が出席されました。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

まず、一般討論演説でございますが、城内大臣が我が国の政府代表として、15日、この初日に一般討論演説を行っております。内容としては、全文は別添させていただいておりますけれども、原子力の平和的利用の促進であるとか、その利用における最高水準の原子力の安全、核セキュリティ及び保障措置の確保及び北朝鮮やイランの核開発等の不拡散をめぐる諸課題に関する日本の取組及び IAEA との協力について発信しているものになります。

また御参考までに、今次の総会の一般討論演説においては、ALPS 处理水の海洋放出を批判するというようなステートメントを行った国はありませんでした。

次に、主要な議題について説明させていただきます。

まず、北朝鮮の核問題についてでございますが、次のような内容を主とするという決議が賛成多数で採択されました。

まず、北朝鮮に対して、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、またかつ不可逆的な方法での廃棄に向けた具体的な措置を取り、全ての関連活動を直ちに停止するよう強く求めること。そして、全ての加盟国が、関連する国連安保理決議に従って、自らの義務を完全に履行することの重要性を強調するもの。そして、北朝鮮に対して NPT の義務を完全に遵守し、IAEA による保障措置の実施に対し迅速に協力するよう求めるもの。これらが主な内容となっております。

この決議の採択に当たり、日米韓の 3 か国は共同ステートメントを実施しまして、国連安保理決議に沿った北朝鮮の完全な非核化への確固たるコミットメントにおいて団結している旨を表明いたしました。また、北朝鮮の核・ミサイル活動は複数の国連安保理決議に違反し

ており、北朝鮮に対して全ての核兵器、既存の核及び弾道ミサイル計画を完全に廃棄するための具体的な措置を取るよう強く求めました。さらに、北朝鮮とロシアの間の軍事協力に深刻な懸念を表明し、全ての加盟国に対し、関連する国連安保理決議の完全で、包括的で、速やかな履行を求め、IAEA事務局による検証能力及び態勢強化の継続した取組への感謝及び支持を表明したものです。

次に、保障措置の強化・効率化の議題でございますが、包括的保障措置協定及び追加議定書、APと呼ばれますけれども、これらの重要性の確認、また未締結国による可及的速やかな締結の奨励、関連のIAEAの活動への支援等を盛り込んだ本年の保障措置決議案については、コンセンサスによる採択を目指して審議が行われましたが、APをめぐる一部の文言について加盟国間での意見の一致を得られず、採択には至りませんでした。

この結果を受けて、総会では事務局長に対し、2026年の総会において2024年、すなわち昨年の保障措置決議の実施に関する報告を行うよう要請することを決定しました。

次に、中東におけるIAEA保障措置の適用の議題についてです。

これについては、次のような内容を主な内容とする決議が賛成多数で採択されました。すなわち、全ての中東域内国に対してNPTへの加入及びIAEAの保障措置に関する国際的な義務の遵守を求めるとともに、全ての関係国に対して域内の非核兵器地帯設立に向けた取組を求めました。

次に、IAEAの保障措置下にある各施設への攻撃禁止の議題についてでございますが、これについては議題の提案国がイランでございますが、この提案国が決議案の提出を予定していたのですが、議題直前にこれを取り下げ、プレナリーにおいて決議案は来年まで延期すると述べました。

さらに、人事・ジェンダーに関する議題がございましたが、これらについては次のような内容を主な内容とする決議がコンセンサスで採択されました。

まず、IAEAに対し、発展途上国やアンダーレープ加盟国からの職員採用を増やす努力を強化することを要請するもの。次に、IAEAに対して、機関の活動においてジェンダー主流化を強化することを奨励する。そして、IAEAに対し、マリー・キュリー奨学金及びリーゼ・マイトナー・プログラムを通じて、原子力分野における女性のキャリア開発を支援することを要請する。また、これらの取組に対する加盟国の支援を歓迎する。

以上でございます。

この先については田中室長の方から説明させていただきます。

(田中室長) 外務省国際原子力協力室長の田中と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

では、引き続きまして IAEA 総会の決議について説明させていただきます。

まず、原子力安全決議。以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択されております。

IAEAに対し、原子力・放射線・輸送及び廃棄物の安全、緊急時に備えた準備及び緊急時対応の維持・改善のための取組を継続し、要請に応じて加盟国に対する支援を強化することを要請する。

加盟国に対して、原子力・放射線安全インフラ及び関連する科学的・技術的能力を開発・維持・改善するよう奨励する。

原子力安全関連条約の締結及びその義務の履行を加盟国に要請する。

加盟国に対し、適切な場合、国家的な規制プログラムに IAEA の安全基準を使用し、また、IAEA の安全基準を参考に入れつつ、定期的に法律、規制、ガイダンスをレビューすることを奨励する。

小型モジュール炉、第4世代炉等の先進炉に関し、規制面に関する情報交換と経験の共有を奨励する。

原子力施設に対する攻撃に関し、グロッキー IAEA 事務局長が示した「武力紛争時の原子力安全及び核セキュリティ確保のための七つの柱」及びザポリージャ原発に関する「五つの原則」に留意する。

以上です。

引き続きまして、核セキュリティ関連の決議です。

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択されました。

国際社会の核セキュリティ強化における IAEA の中心的な役割を確認する。サイバー攻撃に対する効果的対策を奨励する。

新たな技術に係る課題への対応や人材育成の重要性を確認する。

平和目的に利用される原子力施設に対するいかなる攻撃又は攻撃の脅威も、核セキュリティを損なう可能性があることを認識し、IAEA 事務局長により示された「武力紛争時の原子力安全及び核セキュリティ確保のための七つの柱」の重要性に留意する。

続きまして、原子力科学技術・応用の活動強化。

まず、非発電分野。三つのパートに分かれております。

一般パートについては、一部の規定内容についての見解相違と、議事運営をめぐる紛糾等の結果として、審議未了につき不採択となりました。

続きまして、アフリカ連合のツェツェバエ及び眠り病撲滅キャンペーンパート及び統合的人畜共通感染症行動パートについては、これらに関する IAEA の活動の重要性を確認し、加盟国の支援の継続・強化を要請することを主な内容とする決議がコンセンサスで採択されました。

続きまして、発電分野。以下を主な内容とする発電分野に係る決議がコンセンサスで採択されています。

低炭素エネルギー源としての原子力発電の普及に向けた IAEA の取組を賞賛する。

小型モジュール炉に関する国際的な情報交換の促進や加盟国への支援を IAEA に奨励する。

原子力分野での女性の活躍推進に向けたマリー・キュリー奨学金プログラムやリーゼ・マイトナー・プログラムの進捗状況の報告を IAEA に要請し、加盟国にこれらのプログラムへの支援を奨励する。

IAEAに対し、原子力分野における人工知能（AI）の利用に関する潜在的な利点と議題について加盟国との議論を継続し、この分野における IAEA の活動について加盟国に情報を提供し続けるとともに、原子力分野における AI の利用に関して加盟国への支援を継続するよう要請する。

続きまして、技術協力活動の強化。これにつきましては、一部の規定内容についての見解相違と、議事運営をめぐる紛糾等の結果として、審議未了につき決議案は不採択となっています。

続きまして、技術協力プログラムのパレスチナからガザ地区への拡大。

以下を主な内容とする決議が賛成多数で採択されました。

IAEAが、特に核医学、非破壊検査、土壤・大気・水への被害と汚染のモニタリングと評価及び農業分野において、ガザ地区における人々の苦しみを軽減するため、緊急かつ長期的な支援を提供する上で、重要な役割を果たすことのできる機関であることを強調する。

IAEAに対し、パレスチナ向け技術協力プログラムをガザ地区にも拡大するために、必要な措置を講じるよう要請する。

イスラエルに対し、IAEAの機材及び人員のガザ地区を含むパレスチナへの安全かつ妨害のないアクセス及び搬入を許可し、促進し、確保するよう求める。

続きまして、ウクライナにおける原子力安全、核セキュリティ及び保障措置。

以下を主な内容とする決議が賛成多数で採択されております。

ウクライナの原子力施設に対する、また、これらの施設における全ての行為を直ちに停止するよう求め、ザポリッジヤ原発から軍事要員及びその他の人員を撤退させるよう求める過去の IAEA 理事会及び IAEA 総会決議にロシアが留意していないことに懸念を表明しました。

特に、公式に認められていない軍事要員等がザポリッジヤ原発から即時撤退すること及びウクライナ当局の管理下への同原発を迅速に戻すことを呼び掛ける。

IAEA 事務局長による七つの柱及び五つの原則を含む、ウクライナにおける IAEA の原子力安全等確保の取組を評価・支持する。

以上でございます。

(古本課長) 続いて、バイ会談について説明させていただきます。

城内大臣は、我が国の政府代表として、IAEA 総会のマージンにおきまして、グロッキー IAEA 事務局長、ライト・アメリカエネルギー省 (DOE) 長官、ビエ・ベルギーエネルギー大臣、エティアンブル・フランス原子力・代替エネルギー庁 (CEA) 長官とそれぞれバイ会談を実施いたしました。

グロッキー事務局長とは、ALPS 处理水の海洋放出における IAEA の継続関与、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた取組等について意見交換を行いました。

ライト DOE 長官との会談では、日米両国は、エネルギー分野を含む原子力の平和的利用及び核不拡散の分野におけるパートナーであること、両国がこの分野で世界をリードするために引き続き連携していくこと、更にはフュージョンエネルギーの重要性を確認しました。

エティアンブル CEA 長官との会談では、原子力エネルギー分野における次世代革新炉の技術協力や、人材育成を含む産業間教育、ITER 等のフュージョンエネルギー分野での協力など、両国の協力関係の一層の強化、これらについて確認しました。

ビエエネルギー大臣との会談では、先方からの要望に基づき、我が国の原子炉の再稼働の経験等について説明したほか、両国の原子力分野での協力について意見交換を行いました。

次に、日本政府代表及び在ウィーン国際機関日本政府代表部大使主催のレセプションについてでございますが、福島の食や観光を含む日本の魅力、ALPS 处理水及び除去土壤の安全性並びに原子力の平和的利用における日本の取組を PR するレセプションを開催し、寿司や福島県産等の日本酒を提供しました。レセプションでは、各国代表団や国際機関関係者が参加し、城内大臣及び海部在ウィーン国際機関日本政府代表部大使から挨拶を行いました。

続いて、サイドイベントでございますが、日本政府は IAEA 総会の機会を捉えて、以下

のテーマでサイドイベントを主催しました。

まず第1に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と福島の復興に関するサイドイベントでございますが、このサイドイベントでは福島復興に関する進捗の概観、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉の現状、燃料デブリ取出しに向けた戦略、オフサイトにおける環境再生の取組を説明しました。また、IAEAからALPS処理水の海洋放出に関連して、IAEAのレビューは独立性・公平性・透明性を備え、科学的かつ国際的な安全基準に照らして行われており、本レビューを通じて放出の安全性が確認されているとの見解が示されました。

次に、Ac-225を用いた核医学治療の臨床研究の現状と、原子力となるRa-226のサプライチェーンに関するサイドイベントでございますが、これにおきましては上坂原子力委員会委員長が出席し、医療用ラジオアイソトープを用いた治療、核医学治療分野で特に注目を集めるAc-225に関する臨床研究の現状を確認するとともに、Ac-225の原料となるRa-226の需給マッチングについて現状を共有し、世界各国とワイン・ワインの関係構築に向けた議論に貢献しました。

次に、高温ガス冷却炉が今後のゼロカーボン社会で果たす支配的な役割についてのサイドイベントでございますが、これにつきましてはJAEAが主催し、高温ガス冷却炉がカーボンニュートラルを達成する上で果たす役割を世界の原子力関係者に発信し、国内外の社会実装に向けたエンドユーザーの関与や具体的な活用方法について議論しました。

最後に、シナジー、サステナブル、ユビキタスで切り拓く原子力の新時代についてのサイドイベントでございますが、これもJAEAが主催し、JAEAが設立20年を迎えることを受け、組織発足以前の前身組織を含む長年のIAEAへの貢献を紹介するとともに、新たなビジョンとしてJAEA 2050+を策定したこと、JAEAにおける直近の研究として「ウランレドックスフロー電池」に係る取組等が共有されました。

また、原子力分野における女性の活躍促進のためのマリー・キュリー奨学金及びリーゼ・マイトナー・プログラムに関するIAEA主催のサイドイベントに委員長が登壇しました。

最後に、展示ブースについてでございますが、内閣府が主催する日本ブースにおいて、我が国における第7次エネルギー基本計画の作成及びこれに基づく革新炉開発の取組や、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉の進捗を示すコンテンツを展示し、IAEA総会参加者への積極的な情報提供を行いました。

外務省からの報告は以上とさせていただきます。

(井出参事官) それでは、続きまして内閣府原子力政策担当室、井出の方から御報告をさせていただきます。

内閣府からは、城内内閣府科学技術政策担当大臣及び上坂原子力委員会委員長の海外出張報告という形で御報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきたいと思います。

まず、1. でございますけれども、出張先は両者ともオーストリアのウィーンということで、その後、上坂委員長はチェコ共和国のプラハの方にも訪問をしております。

3. 渡航目的でございますけれども、城内大臣は第69回国際原子力機関（IAEA）総会に政府代表として出席し、一般討論演説を行うとともに、各国の原子力部門の要人、IAEA高官との意見交換、またレセプションの挨拶、日本ブースオープニングセレモニーでの挨拶を行うということになっております。

また、上坂委員長はIAEA総会におきまして各国の原子力部門の要人、IAEA高官との意見交換を実施するとともに、原子力委員会主催のサイドイベントを行っています。また、欧洲極限光科学拠点及びチェコ工科大学での講演及び視察を行うということにしておりました。

4. の主要日程は省略させていただきたいと思います。

2ページ目にいっていただきまして、5. のIAEA総会の一般討論演説。そこはちょっと外務さんの御説明とかぶるところもございますけれども、御了承いただければと思います。

5. でございますけれども、城内大臣より北朝鮮の核・ミサイル問題やイランの核計画の平和的性質の検証の重要性、あるいは核不拡散、ALPS処理水の海洋放出や東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等を含む原子力の平和利用と日本の取組などについて演説を行っております。こうした各国の演説原稿はIAEAのホームページに掲載をされております。

続きまして、6. でございます。IAEA期間中のバイ会談でございます。

まず初めに、城内大臣が政府代表として実施したものでございます。

(1) がIAEA、グロッキー事務局長とのものでございます。

初めに、城内大臣より核不拡散と原子力の平和的利用の促進という目標を共有し、お互い重要なパートナーであることを確認しております。特にALPS処理水の海洋放出に関するIAEAの継続的な関与への謝意、あるいはレビュー、モニタリング等に今後も協力していく旨を発言いたしまして、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた意見交換を行っております。

す。また、ザポリッジヤ原発の現状やSMRの展望等について意見交換を行っております。

3ページ目でございます。米国のライトエネルギー省長官との会談でございます。

城内大臣より、エネルギー分野を含む原子力の平和的利用及び核不拡散分野におけるパートナーであること、更にフュージョンエネルギーの重要性等を確認をしております。また、SMRやウラン燃料に関する日米協力、ITER計画、札幌ファイブ等について意見交換を行っております。

(3) でございます。フランス、エティアンブル原子力・代替エネルギー庁長官でございます。

初めに、城内大臣より核不拡散体制の強化及び原子力の平和利用の促進のため、50年以上にわたり緊密な協力関係を構築してきた重要なパートナーであることを確認しております。また、ITERなどのフュージョンエネルギー分野での協力等について意見交換をしております。

1枚めくっていただきまして、4ページ目でございます。ベルギー、ビエエネルギー大臣でございます。

先方からの要望に基づきまして、原子力発電所の再稼働に関する経験等について説明をしておりますとともに、意見交換を行っております。

その下、(5) でございますけれども、ここから上坂委員長が原子力委員会の職務として実施したバイの会談について述べております。

(5) はカナダのラボンテ天然資源省次官補でございます。上坂委員長より、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の状況等を御説明いたしまして、SMR、フュージョン、人材育成等について意見交換を実施し、協力関係を確認しております。

続きまして、5ページでございます。(6) 欧州委員会、ガリバエネルギー総局次長でございます。

委員長より原子力政策の現状を説明し、ALPS処理水の海洋放出に関する理解と輸入制限解除等の対応に感謝を表明しております。また、SMR、フュージョン、医療用ラジオアイソトープ等について意見交換を行っております。

その下、(7) 以降はIAEAの事務局との委員長のバイの会談でございます。

まず、(7) でございますけれども、IAEA技術協力局、リウ事務次長でございますけれども、委員長より医療用ラジオアイソトープに関する取組等を紹介いたしまして、IAEAのRays of Hopeに関する意見交換などを行っております。

続きまして、（8）IAEA原子力科学・応用局、モクタール事務次長ほかとの会談でございます。こちらでも医療用ラジオアイソotopeに関する取組等の御紹介をするとともに、IAEAのR a y s o f H o p e、こちらに関する取組ですとか、M o 9 9、R a - 2 2 6の供給、日本におけるIAEAのアンカーセンターに関する取組等について意見交換を行っております。

（9）以降、（13）までがIAEAの原子力エネルギー局の各担当者との会談でございます。

委員長の方から、ラジオアイソotopeに関する取組等の御紹介などいたしまして、M o 9 9に関する製造ですとか、あるいはIAEAの原子力マネジメントスクールの開催状況などにおける意見交換などを行っております。

6ページのちょっと下の（14）まで飛んでいただきまして、IAEAの保障措置局の桐生部長でございます。

委員長の方から、原子力政策の現況等について御紹介いたしまして、IAEAにおける邦人職員や女性職員の登用などについて意見交換を行っております。

（15）IAEA原子力安全・核セキュリティ局のピナク課長でございます。

委員長より、原子力政策の現況等を御紹介いたしまして、福島の放射性物質の環境動態等の監視・評価に関する意見交換を行っております。

その下、7. でございます。こちらが日本政府代表及び代表部大使主催のレセプションでございます。

原子力の平和利用を通じたグローバルな課題への我が国の貢献や、国内の主要施策等を御紹介いたしまして、我が国の取組に対する理解の増進を図ることなどを目的にレセプションを開催しております。大臣の方からは、A L P S処理水の海洋放出に引き続き、安全着実に取り組んでいくことなどについてスピーチを行っております。

また、（2）でございます。日本ブースのオープニングセレモニーでございますけれども、こちらでは第7次のエネルギー基本計画ですとか、これに基づいた革新炉開発の取組、あるいは福島第一原発の廃炉の進捗を示すコンテンツなどを展示いたしまして、積極的な情報提供を行っております。内閣府からは、医療用ラジオアイソotopeの国産化実現に向けた取組状況等について御紹介をしております。

城内大臣からは、こちらのオープニングセレモニーにおきまして、次世代革新炉の開発ですか、サプライチェーン・人材の維持・強化を力強く推進していることなどを発信してお

ります。また、こちらの展示内容につきましては、こちらの事務局をしていただきました原産協会のホームページに掲載しております。

続きまして、8ページ目でございます。サイドイベントでございます。

内閣府・原子力委員会が主催いたしまして、「Ac-225を用いた核医学療法の臨床研究の現状と原料であるRa-226の供給網」と題しましたサイドイベントを実施しております。

こちらでは、Ac-225に関する臨床研究の現状を確認するとともに、Ra-226の需給マッチングについて現状を共有し、また世界各国とワイン・ワインの関係構築に向けた議論に貢献をしております。

委員長の方から、医療用ラジオアイソotopeへの国際的な期待の高まり、あるいは委員会の取組について触れながら、核医学分野に関する更なる国際協力醸成への期待を述べております。

また、畠澤参与の方から、Ac-225を取り巻く我が国の状況について講演を行うとともに、パネルディスカッションの座長を務めていただいております。

その下、議事の概要となっておりますけれども、基調講演をドイツのデュッセルドルフ大学病院、フレデリック・ギーゼル先生の方から「Ac-225に関する最新研究とその有用性・展望」について、またIAEAからお2人来ていただきまして、Ac-225の放射性医薬品の世界的普及促進と、Ra-226に関するIAEAの取組についてお話を頂いております。また、畠澤参与の方から、「アクチニウム225に関する最新研究とその有用性・展望」についてお話を頂きまして、その後にパネルディスカッションを行っております。

続きまして、9ページ目でございますけれども、IAEA主催のイベント、マリー・キュリー奨学金及びリーゼ・マイトナー・プログラムに関するサイドイベントに上坂委員長が出席をしております。令和7年度に我が国がホストしたリーゼ・マイトナー・プログラムの振り返りですとか、IAEAと我が国の協力関係について重要性を述べていただいております。

その下でございますけれども、国際原子力学会協議会ワークショップでございまして、こちらも上坂委員長が出席をいたしまして、日本や米国、欧州、アフリカ等における原子力利用に関する報告と意見交換が行われております。また、日本原子力学会の代表、鈴木先生と共に我が国の原子力政策の現状、原子力委員会の取組について報告をしております。

続きまして、10ページでございます。こちらからチェコでございますけれども、欧州極限レーザー研究施設での講演及び視察でございます。

委員長が、欧洲極限光科学拠点及びチェコ工科大学におきまして、日本の原子力政策の現状等について講演・視察を行っております。

まず、欧洲極限光科学拠点でございますけれども、こちらはEUが建設・運営する三つのレーザー研究所のうちの一つでございまして、こちらにおきまして我が国の原子力政策全般に関する講演をしております。

最後の11ページ目でございます。チェコ工科大学への視察でございますけれども、プラハ市内にある原子力工学専攻・学科を訪問いたしまして、専攻長のJan Rataj氏と会談をしております。こちらで我が国の原子力政策について説明をしております。また、専攻長からチェコにおける原子力の動向の説明を受けております。さらに、キャンパス内にございます研究炉VR-1と、臨界集合体VR-2の視察をさせていただいております。

最後に、委員長の所感でございますけれども、チェコでは電力供給の大部分をロシアからのLNGに依存しているということでございまして、ゼロ炭素のエネルギー源への移行が喫緊の課題ということでございます。韓国のPWRの建設の計画が進んでいるということでございまして、チェコから日本の原子力関連施設への視察等や学生の研修等の交流が行われているということです。

また、視察当日は同大学の新入生40名程度が施設を見学しておりまして、原子力工学専攻・学科は非常に人気があるという印象を受けたということでございます。また、原子力分野への期待の大きさが表れているというように感じられたということでございます。

御報告は以上でございます。

(上坂委員長) 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して質疑を行いますが、おおむね4時10分までというのをめどでお願いしたいと思います。

それでは、直井委員からお願ひします。

(直井委員) どうも外務省の古本課長、それから田中室長、それから内閣府の井出参事官、御説明いただきましてありがとうございました。

ウクライナ戦争ですかガザでの戦争、イスラエルとアメリカによりイランの核施設が爆撃されるというような国際情勢の中でIAEA総会が開かれたということで、幾つかの決議が未採択で終わっているというような、そのような国際情勢が背景にあったものというふうに推測いたしております。

まず、古本課長に北朝鮮の核問題についてお伺いしたいと思います。

この決議の採択に当たりまして、日中韓3か国の共同ステートメント、その中で IAEA 事務局による検証能力及び態勢強化の継続した取組への感謝及び支持を表明というような御説明がございましたけれども、1点目は現在の IAEA の北朝鮮をウォッチする態勢・活動について教えていただきたい。

それから、北朝鮮の核問題で2点目は、非常に重要な活動をしていた国連の北朝鮮制裁パネルが昨年の4月で廃止になっていて、その後、多国間による有志国によるウォッチングする体制が構築されているというふうに承知していますけれども、その多国間の枠組みでの北朝鮮ウォッチの活動の状況等を可能な範囲で教えていただければと思います。

以上、2点お願ひいたします。

(古本課長) それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、日米韓の共同ステートメントについて、この態勢強化の取組、これについて御質問がございましたけれども、まず現在の IAEA の状況というのはどういうことかということについて申し上げさせていただきますと、IAEA は北朝鮮の核活動につきまして、公開情報や衛星情報の分析など、様々な手法を用いて、また多様な専門家が関わる形で監視活動というのを行っております。こうした業務に特化したチームというのが IAEA の保障措置局内に設置されています。

ちなみにですが、日本はこれまで IAEA の保障措置局への邦人職員の送り込みであるとか、機材設備の購入支援などを通じて、この保障措置局の態勢強化ということにも努めてきておりまして、こうした支援は北朝鮮を担当するチームの業務遂行にも役立っているものと考えております。

また、次に北朝鮮の制裁パネルについての御質問を頂きましたけれども、これについては昨年、日本は米韓をはじめとする同志国と共に、多国間の制裁監視チーム、MSMT といいますが、これを立ち上げました。若干所掌外のところも含んでおりますので、可能な範囲で説明させていただきますが、この MSMT は本年の5月には武器移転を含む北朝鮮とロシアとの間の不法な軍事協力をテーマに、また10月には北朝鮮によるサイバー攻撃、IT労働者を通じた関連安保理決議の違反回避をテーマに報告書を公表しております。

こうした MSMT の活動は、昨年4月に安保理の専門家パネルの活動が終了して以降、安保理決議の履行状況の監視の強化及び安保理決議の更なる実効性の向上の観点から、極めて重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

(直井委員) どうもありがとうございました。

続きまして、田中室長にお伺いしたいんですけれども、幾つかの決議が不採択になる中で、まず核セキュリティの決議です。核セキュリティの決議が、これコンセンサスで採択されておりまして、これはたしか去年もコンセンサスで採択されていたというふうに承知していますけれども。

それと、ウクライナの安全セキュリティ、保障措置に関する決議は、こちらの方は賛成多数ということで、コンセンサスじゃなかったという、そういう状況だったわけなんですけれども、この核セキュリティの決議がコンセンサスで採択された背景について、ちょっと御承知の点、教えていただければと思います。

(田中室長) ありがとうございます。

おっしゃるとおり、核セキュリティの決議についてはコンセンサスによって採択されています。

内容につきましては、もちろん採択される中で趣旨の論点について議論が行われましたけれども、結論的に申しますと、いわゆる技術的なアップデートという形でコンセンサス採択されました。

今回につきましては、コンセンサスで採択されたもの、それからコンセンサスで採択できなかったものでございますけれども、少なくともコンセンサスされたものは核セキュリティとか原子力安全決議とかいうのものについては、議論が收れんしつつ、更にコンセンサスで採択したいということもございまして、内容をできるだけ技術的な分野で修正するという形で採択されましたので、去年と比べて、例えば会合の回数とか、日付の変更とか、そういうものの修正はありますけれども、本質的なサブスタンシャルな部分での加わったものというのには基本的にございませんでした。

もう一つ、原子力安全決議も基本的には技術分野でのアップデートでしたが、今年につきましてはA Iについて、それが持つ潜在的な利点とか問題について議論を加盟国としているというものが一つ加わりました。

また、おっしゃるウクライナの決議ですけれども、これはウクライナの決議と今回ガザの決議はもう最初から投票でやるという方針でございまして、ガザについては今年初めて出た決議ですが、我が国は賛成ということにしました。それから、ウクライナについては、これも基本的に去年と同じ内容を踏襲していくとして、我が国は共同提案国という形になっております。したがって、賛成ということです。

ウクライナにつきましては、一つは電源。要するに外部電源も今問題になっている電源の重要性について去年より一つ加わっております。

以上です。

(直井委員) 大変よく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、内閣府の井出参事官にお伺いしたいんですけども、内閣府が主催したアクリニウム225に関連したサイドイベントについてなんですかけども、大変すばらしいとスピーカーを迎えてのイベントということで、まず対面で参加された方はどれぐらいおられたのかという点が1点目。

それから、今回はウィーンでの開催時間が夕方になってしまったということで、時差の関係でいくと日本じゃ夜中になってしまうというようなことで、ウェブでのオンラインでの配信はなかったんですけども、今後ユーチューブなどで配信の予定がありましたら、教えていただければと。

以上、2点お願ひいたします。

(井出参事官) 対面で、どうですかね。二、三十、もうちょっといましたかね。

(上坂委員長) 後ろもいっぱいでしたね。

(井出参事官) 三、四十人ですかね。

会場はもういっぱいになるような感じでいらっしゃいました。かなり盛況で、去年もかなりたくさんいらっしゃったと。今年も非常に盛況な、お客様がいっぱいでした。

あとは、配信につきましては、一応配信、今年もやっていたんだよね。

(事務局) オンタイムではやっていない。

(井出参事官) オンタイムじゃないか。一応録画をして、その後、配信をするという形になつております、今もやってるんだっけ。

(事務局) 今日限定公開で。

(井出参事官) まだ、今は限定公開ですが、この後は公開をしていく予定でございます。

(直井委員) 分かりました。どうもありがとうございました。

私からは以上です。

(上坂委員長) 吉橋委員、お願ひします。

(吉橋委員) 古本様、田中様、井出様、御説明いただきありがとうございます。

少し勉強不足のところがございますので、一つ教えていただきたいというか、先ほどからありますコンセンサスによる採択と、賛成多数で採択という、2種類について確認させてい

ただきたいんですが、コンセンサスによる採択というのは、基本的には会議中に議論を行つた上で、反対意見がなく採択されたもので、賛成多数というのは会議中に意見がまとまらず、反対意見もあって、それゆえに投票を行つたというような認識でよろしかったでしょうか。

(古本課長) よろしいですか。今の御質問の点についてお答えさせていただきます。

基本的に御認識のとおりでございまして、コンセンサスというのは反対意見がなく採択されたという決議になりますし、投票によって採択された決議というのは、議題の決議の採択のときにいずれかの国が投票要求をして、この決議は投票に掛けてくださいというような形で投票して、それによって多数決が行われ、多数をもって採択された決議ということになります。

ちなみに、投票で採択されようと、コンセンサスで採択されようと、基本的に決議の効力というものが変わるというような性質のものではございませんが、投票で採択された場合というのは、これは以前も私の前任などが説明させていただいたことがあるとは聞いておりますけれども、やはり一般的にこの IAEA もそうですし、ほかの国連の会議でもそうですが、投票で採択された決議ということだと、例えば反対票を投じた国などは、自分の国は反対票を投じているんですよということで、自分は決議に縛られないというようなことで主張するという余地は残るとは思いますが、その決議の効力が変わるということではございません。

(吉橋委員) ありがとうございます。

今のお話を聞いた上で、昨年の報告資料と少し見比べながら御質問させていただきたいんですけれども、まず古本様の方に、先ほど北朝鮮の核問題に対して、昨年度はコンセンサス採択で、内容を見ますとほとんど変わらなくて、そこに対して今年度は賛成多数で採択ということは、投票でということになったのだと思います。その辺りはやはり昨今のいろんな情勢にもよるかと思うのですが、今回、賛成多数で採択ということだと、効力は同じとしても反対意見もあるということで、今後、先ほど直井委員の御質問にあったように、ウォッチしながら状況を見ていくというような形で、特に何かこの話にあったような協力だったり、要請するといった、アクションは何か起こしていくというようなことは今後行われるんでしょうか。

(古本課長) 北朝鮮の決議についてでございますが、この北朝鮮の決議についても、先ほど田中室長の方からも、多くの決議については技術的なアップデートがメインであったというような説明をさせていただいたかと思いますけれども、北朝鮮の決議についてもおおむね技術的なアップデートとなっておりまして、例えば北朝鮮、最新の IAEA の事務局長の報告書

に記載された北朝鮮の核活動の拡大であるとか、それはすなわちヨンビヨンにおける再処理活動の実施とか、新たなウラン濃縮施設の建設可能性などに関する指摘、こうしたものを反映したようなものになっております。

ただ、今回は採択のタイミングでロシアから投票を要請するという発言がございまして、投票に至ったものになりますと、結果で申し上げますと賛成 96 票、反対 5 票、そして棄権が 17 票となっております。

また、共同提案国については最終的には 64 か国ということで、昨年より 1 か国増えてい
るというところでございます。北朝鮮のこの決議というのを日本としては大変重要な決議で
あると認識しております、国際社会として、この IAEA の決議を通じて一致した声を上
げていくということが大変大事なものであるというふうには考えておりますので、今回この
投票要求があったことで、コンセンサスでなく、投票による採択になったということについ
ては残念であるというふうには考えておりますが、結果については共同提案国も若干ではあ
りますが増えておりますし、賛成の国の数を見ても、圧倒的な賛成の数であったというふう
には考えておりますので、国際社会としては投票要求はありながらも、極めて一致した声と
してこの決議を採択することができたのかなと考えておりますし、引き続き今回の決議の内
容などもしっかりとフォローしながら、北朝鮮の核問題に対する対応というのは IAEA 場
裏でも取り組んでまいりたいと思います。

なお、すみません、御質問にありました、なぜこの投票要求があったのかというの、も
ちろん我々はつきりと申し上げるということは難しい状況ではございますが、やはり昨今
の国際情勢、大分、対立というか、が増してきている、緊迫するような状況が様々な地域で増
えてきているというような昨今の国際情勢が反映されたということが、投票要求というもの
になって現れてきた可能性もあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

(吉橋委員) ありがとうございます。引き続きお願ひいたします。また、来年度におきまして
はコンセンサスで採択できるといいなと思います。

それともう 1 点、古本様に (5) の人事・ジェンダーのところなんですかけれども、IAEA
に対していろんなことを奨励するですか要請するとあるんですが、これは全て IAEA
に対してで、例えば 2 ポツのところ、IAEA に対して機関の活動においてジェンダー主流
化を強化するということで、これ IAEA だけではなくて、加盟国に対してもこれはそうい
ったことを皆さん奨励するということということのは話し合われているんでしょうか。

(古本課長) よろしいですか。お答えさせていただきます。

人事・ジェンダーのところでございますが、ジェンダーについては国際機関でのジェンダーの議論というのは二つの大まかに分けて方向性というか分野というのが、強いて言えばあるかなと考えております。

まず、一つはその組織の中でのジェンダー平等に関する取組でございまして、例えばプロフェッショナルレベル、若しくは幹部レベル、こういったところにおいて女性の割合を増やして男性と同じ数を達成していくこと、ジェンダーパリティですね、これを達成すべきであるということが、まず国際機関、IAEAも含めて、近年の非常に大きな掛け声となって取り組まれておりますし、IAEAもグロッキー事務局長の一大アジェンダとしてジェンダー パリティを達成するというものがございまして、まさに今年の前半にジェンダーパリティが達成されたというアナウンスをグロッキーさんもしているということでございます。決議で言及されている機関の活動においてのジェンダー主流化というのは、人事などの文脈でもございますし、女性がIAEAの中で活躍していくということがまず主眼に置かれたというところのコメントであるかなと考えております。

また、ジェンダーについてはもう一つ、国際機関の活動を通じて、この活動の裨益国、若しくは活動に関係する人たちの分野での女性の活躍というのを促していくという、いわゆる強いて言えば外向きな活動ですか、こういった活動がございまして、この人事・ジェンダーの(5)のところの一番下に書かれているマリー・キュリー奨学金であるとかリーゼ・マイトナー・プログラム、こういったものは外向けのジェンダー平等、若しくはジェンダー主流化の取組というものになりますし、ここについてはもちろんその対象国はIAEAの加盟国向けのプログラムなども、若しくは加盟国とともに実施していくというようなプログラムというものはこういったものになるかなと考えられます。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございます。

真ん中2ポツのものはIAEA、つまりはまず中心からジェンダーバランスを整えていくて、それを外にどんどん発信していくというような取組だということで理解いたしました。

田中様に御質問なんですが、先ほどと同様のこと、多分、AIのことであるとか、そういった技術的なことだと思うんですが、技術協力活動の強化というところで前回はコンセンサスで採択だったところが、今回は不採択になったというのは、先ほど御説明いただいたようなことが一番大きな要因になるんでしょうか。

(田中室長) ありがとうございます。

古本からもちょっと説明させていただきましたけれども、今回につきましては、昨今の国際情勢とか、そういうこともあって、決議の中では採択されたものと採択されなかつたものがございますけれども、採択されたものについても幾つか議論する論点はございまして、すんなりと採択されたというわけではございません。

採択されなかつたものについても、我々会議は金曜日で終わるんですが、結局、IAEA 総会の会議は土曜日の朝の8時から9時ぐらいまで続いてやつたということで、採択されなかつた決議においても、通年どおり採択を目指して、コンセンサスを目指して何とかしようという動きがございました。しかしながらおっしゃられたとおり、これは別にAIだけではなくて、もう多岐にわたる論点がございまして、その論点についてはちょっとこの場で、外交上もありますので申し上げられませんけれども、そういうこともあります、また論点をどういうふうに運営していくかということも今申し上げたとおり、最終日まで含めて多くの議論がありましたけれども、結局まとまらず、三つの決議についてはコンセンサスが得られなかつたという状況にございます。

(吉橋委員) なかなかお答えにくい御質問をしてしまつて申し訳ありません。理解いたしました。私からは以上になります。

(上坂委員長) それでは、参与からも意見、御質問を頂ければと存じます。

それでは、まず青砥参与、聞こえますか。

(青砥参与) はい、聞こえております。私の声も聞こえておりますでしょうか。

(上坂委員長) 聞こえております。よろしくお願ひします。

(青砥参与) それでは、詳細な会議状況の報告をありがとうございました。私の方からも、今、2人の委員の皆さんからの質問に非常によく煮ているんですが、1点、外務省さんの方からの何というか、報告に対して確認させていただきたいと思います。

直井委員、それから吉橋委員からの質問で、相当のところは答えられて、理解できたんですけども、なお、これまで隔年度ごとに同じような報告を頂いていた状態からいうと、内容的な文言は余り変わっていないというのが私の印象です。それについては、先ほど来説明されているように、内容的には余り変わっていないけれども、それを決めるための審議項目ですか、デー卜ですか、あるいは他の技術的な内容の話が少しづつ変わっているという説明があったと思います。

その中で気になるのは、二つ目の保障措置の強化と効率化というのに書いてございます内容で、この内容は、採択には至らなかつたとしていながらも、最終的にはこの総会において、

2024年、1年前の決議の実施に関する報告を行うということで、実質的には採択されなくとも、実効的な内容はあたかも同様に実効されているように記載されているように見えるんですけども、そういう理解でよろしいんでしょうか。また同様に、先ほど言われた二つほど（8）のアですか、（9）ですか、の内容が不採択ということになっているんですけども、これらも前年、あるいはそれ以前の決議なり合意によって、基本的な実効性は失われていないという理解でよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

（古本課長）それでは、保障措置決議についてまずお答えさせていただきます。

この保障措置の決議ですが、これについては冒頭述べさせていただいたとおり、採択には至らず、最終的には、前年、2024年の保障措置決議の履行状況に係る報告を来年求めるということで、総会議長の決定が行われたものになります。それはすなわち2024年の決議の履行が2026年に報告されるということですので、その決議としては昨年の決議の履行が求められているというような解釈になります。

ちなみに、この保障措置の決議でございますが、これもいわゆるテクニカルロールオーバーと我々が言っているものでして、中身的には前の年の決議と余り変わらず、技術的なアップデートのみを施した決議案にはなっておりましたけれども、追加議定書の一部文言などについて、若しくは議題の進め方などについて、各国の間で議論があったというものでして、外交上のやり取りですので、ちょっと詳細な点は説明は差し控えさせていただきますが、残念ながら新しい決議の採択には至らなかったというものになりました。

（田中室長）ありがとうございます。

私の担当の二つの決議、非発電分野の一般規程と、それから技術協力分野については、今、古本から説明させていただいたように、同じような扱いになっておりまして、2026年の総会において、2024年の決議の実施に関する報告を行うよう要請するという形になっております。

以上です。

（青砥参与）ありがとうございました。文書の記載の仕方が少しだけ違うだけで、基本的には例年、毎年毎年こういう採択をしていく中で、未採択、あるいは採択できなかつたものは、前年の実効性についての報告を確認していくということで、継続的な活動をされているというふうに理解しました。ありがとうございました。

（上坂委員長）それでは、畠澤参与から御意見を頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

(畠澤参与) 詳細な御説明を頂きまして、大変ありがとうございました。

私の方からは、まず田中室長の方に質問させていただきます。

原子力・科学技術応用の活動強化の中で、人畜共通感染症報道とか、ツェツェバエ及び眠り病撲滅キャンペーンについて、IAEAの活動の重要性を確認して、加盟国の支援の継続強化を要請するということが決議がコンセンサスで採択されたというふうにありました。

もう少し考えますと、病気に関するところなので、恐らくWHOとかほかの国際機関との共同ということが必要なんではないかというふうに思うんですけども、この疾患に関する応用をIAEAがどういう形で行っているのかというのは、もし分かりましたら教えていただければと思います。特に観点としては、WHOのようなほかの国際機関と連携がなされているのかどうかという辺りをもし分かりましたら教えていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

(田中室長) ありがとうございます。

御質問のうち、まず一つ目のアフリカ連合のツェツェバエ撲滅キャンペーンにつきましては、決議の中ではこのタイトルがあるとおり、IAEAがアフリカ連合と協力して、例えば放射線によって不妊にさせたり、何かトリパノソーマ病を撲滅する、ちょっとテクニカルなんで私も承知していませんけれども、そういう形でIAEA以外の国際機関と協力するということが記載されております。

また、もう一つ、ZODIACと言われる統合的人畜共通感染症行動につきましては、例えばFAOとかWHOなどの国際機関と連携して、新興感染症への迅速な対応態勢を取るというような形で記載されています。

(畠澤参与) ありがとうございました。

ツェツェバエに対しては、対処法の中に放射線を使った方法が含まれているということで、IAEAが深く関与しているということが理解できました。ありがとうございました。

第2点目は、井出参事官の方にお聞きしたいと思うんですけども、IAEAの皆さんとの上坂委員長との意見交換の中で、IAEAのRa yes of Hopeに関する取組について議論をしたと。IAEA技術協力局及び原子力科学・応用局と意見交換を行ったというところでございます。このRa yes of Hopeの教育の仕組みの中で、アンカーセンターというものが最上位にあって、これをIAEAは世界中の各地域に設置しているという状況だと思います。

日本国内にも2024年に福島県立医大、それから核医学については京都大学の中本先生

が責任者になって、設置されて活動を開始しております。これについて、今後 IAEAとして活動を継続して拡張していくというふうには理解しているんですけども、そういう理解でよろしいのかどうか、もしこの議論の中でございましたら教えていただければというふうに思います。一時的なことではなくて、継続的にこれから行っていくプロジェクトなのかどうか、そこだけ確認させてもらわばと。

(井出参事官) 今後どうかということですけれども、おっしゃるとおり、国内の 16 の大学、研究機関、病院からなるネットワークをアンカーセンターとして指定をされて、今おっしゃったようなところや、量子科学研究機構や大阪大学とかの様々な国内機関が含まれているところを国内の受持ち機関として指定するということですが、恐らくある程度、2024 年 3 月に指定されているので、ある程度の期間は続いていくということだと思いますけれども。

(上坂委員長) RI の製造と利用に実績のある国にアンカーセンターを置いてほしいというのは、IAEA のエヴラール DDG が言い続けていることで、それが一つ一つ実現しているということですので、これに極力日本は積極的に参加して、それも 1 か所、1 施設だけじゃなくて、幾つかのアライアンスでやれるといいかなと思います。そういう動きをやはりアクションプランの中にも日本も議論していくべきかなと思います。

(田中室長) それでは、外務省から補足させていただきます。

Ray of Hope ですけれども、これは 2022 年 2 月にグロッキー事務局長が EU の首脳会議のサイドイベントで発表したということで、IAEA、特にグロッキー事務局長は非常に重視しているプロジェクトでございます。

これは幾つかある平和的利用の中の中心的な活動の一つで、例えば今年の 8 月に行われた TICAD 9 のときにも IAEA が初めて主催としてやりまして、その中はその二つのアジェンダを設けて、一つが Ray of Hope 、もう一つが Atoms 4 Food という形で、農業分野と医療分野における平和的利用を推進しているということがございます。もちろん、2024 年にアンカーセンター、今、16 機関日本ではやっていただいているんですが、IAEA はこれに対してすごく感謝しています。

我が国もこれまで 1,000 万ユーロ以上、これに財政的貢献をしておりまして、この傾向が、私も将来的なことは言えませんけれども、こういう流れが弱まることはないという理解で、IAEA としても重視しているという理解でございます。

(畠澤参与) ありがとうございました。よく分かりました。畠澤の方は以上です。

(上坂委員長) それでは、岡嶋参与、よろしくお願ひします。

(岡嶋参与) 御説明どうもありがとうございました。

これまでの委員や参与の方々の御質問で、かなりよく、それも何というんですか、状況と言つていいのかも知れないですけれども、そういう点がよく分かるようになってきたと思っております。私も大きな質問はないんですけども、念のためにちょっともう一度だけ確認させていただきたいと思うことが 1 点と、あとはちょっと語句として確認しておきたい点があります。

まず、念のために確認させていただきたいと言つてているのは採択、不採択のところなんですかけれども、不採択が今回 3 件あって、そのうちの一つが保障措置のところで、その記載の最後のところで、採択には至らなかつたということの結果を受けてという形で、24 年の決議の実施に関する報告をという形を求められているということがあります。これに対して他の 2 件の不採択が (8) 、および (9) についてです。先ほど (8) については青砥参与が御確認されましたが、こういうものが一般的に不採択になった場合は、このような会議の場では、前年の活動を確認して、その実施状況は確認しながら進んでいくというのがごくごく当たり前のように、当たり前というか、一般的にそういう形で進むのかどうかということだけを確認したいと思います。

どうも特に書きっぴりからして、(8) とか (9) は何か入り口論のところの見解の相違とか、そんなところでの議論になっているだけであつて、実質的な内容のところは何も触れられていないように思えたので、ちょっとその辺りを確認させていただきたいと思っています。いかがでしょう。

(田中室長) すみません、記載が舌足らずな形で申し訳ございませんでした。

技術協力協議と、及びそれから非発電分野のところ、不採択とございますけれども、保障措置で書かれている文言がございまして、そこが外務省で言うページの 2 になるんですけども、ここに事務局長に対して 2026 年の総会において、2024 年の保障措置決議の実施に関する報告を行うよう要請することを決定したとありますけれども、この部分の保障措置の決議がそのまま不採択になった技術協力決議、それから非発電分野の一般規定にも適用されまして、来年のときに 2024 年の、そのときにコンセンサス採択された決議に基づいて、その進捗状況を事務局長に報告するという形になっております。

(岡嶋参与) 分かりました。

(古本課長) 補足させていただいてもよろしいでしょうか。

こういった前年の決議の履行状況を翌年にということがごくごく一般的に行われているの

でしょうかという御質問についてでございますが、ざっくばらんに申し上げさせていただくと、一般に行われているというわけではないのかなとは思います。ただ、前例というのは IAEAにおいてもございまして、例えば 2011 年であったと承知しておりますけれども、やはりその年は保障措置決議、これが意見の一致が得られずに採択には至らなかつたということで、総会において同じように事務局長に対してその翌年の総会に前年、2010 年の決議の実施に関する報告を行うように要請したという決定が行われたというような前例がございますので、前例はございます。

ただ、一般的に行われているというほどではなく、どちらかというと IAEA の総会における決議については、できる限りまずはコンセンサスを持って目指して、ぎりぎりまで議論を続けていくということがございますので、そういったところがあった中で、三つの決議については先ほど田中の方からも説明ありましたとおり、これはまさに徹夜で最後は議論が行われながらも、なかなか一致を見るということがなく、やむを得ず行われたというような措置であるのかなと言えるかと思います。

(岡嶋参与) どうもありがとうございます。状況は非常によく分かりました。

であれば、是非次年度の報告のところでは、採択の前にこうやって議論された、確認されたということが一言でも何か載せていただけるのが有り難いと私は思いますので、その辺のところは御検討いただけたらと思います。

それから、最後に簡単に語句の確認、意味の確認だけをさせていただきます。

4 ページ、ガザのところで、一番最初のポチが、IAEA が、特に核医学、非破壊検査、土壤・大気・水への被害と汚染のモニタリングと評価と書かれているんですが、ここで言う核医学はこの後の、例えば我が国のサイドイベントで言っている核医学とは異なって、むしろもっと大きく放射線計測といいますか、人体の例えばそういう被曝の検査とか、そういうような幅広いものを含めて核医学というふうに呼んでいるという理解でよろしいですか。

(田中室長) すみません。核医学の件ですけれども、英語では Particulary Nuclear Medicine という形になっております。その内容については、どういう内容かというのは具体的には書かれておりません。

ガザについて今回初めての決議で投票に採択されたということなので、その細かなところまで含めて説明させていただきます。この決議、技術協力プログラムの、パレスチナのガザ地区への拡大という形で、IAEA が実施しているパレスチナ技術協力の対象にガザ地区を入れるという内容の決議になっております。

従前のパレスチナに技術協力の中にそういったもの、N u c l e a r M e d i c i n e というものがどういうものかによりますが、その詳細については把握しておりません。現下の中東情勢の緊張の高まりを懸念して、こういった人道的な観点も含めた状況でこういった決議が出されてきたと。

具体的には今申し上げましたとおり、原子力のこういった平和的利用についてガザ地区も恩恵が受けられるように、今ありました核医学、それから非破壊検査、環境モニタリング、農業などの放射線利用に付いた分野で I A E A の専門家が技術協力を行うと。こういう形の組立てで決議がなっております。

その核医学の詳細なものについては、この決議の内容には含まれておりませんけれども、いわゆるガザ地区の支援要請を踏まえてこういった形になっておりまして、かつこれまでパレスチナで行ってきた I A E A の協力を、核医学の分野についてもガザに適用していくという形と理解しております。

今後このガザ地区で何かできるかどうかというのは、I A E A の技術協力のプログラムにどこまでできるかというのは委ねていくと理解しております。

(岡嶋参与) 分かりました。定義としてどこまでの範囲を適用かというのは、若干言葉として不明瞭に感じますが、多分カバーしているんだろうと思うんですけども、これまでのパレスチナと同様の範囲でガザにも適用していくということが今回の決議だという趣旨ですね。分かりました。どうもありがとうございました。

(上坂委員長) 今の件について、畠澤先生、医学者であられるからちょっと補足。

(畠澤参与) このところをよく読んでみると、核医学、非破壊検査、それから、これはやはり放射性同位元素を利用した I A E A がもともと所管する分野の応用だというふうに理解しました。

ここで書いてある核医学というのは、病気の診断であったり、それから治療であったり、そういうことをメインにしたことだとは思います。ただ一方、この地域というのはやはり核の脅威にさらされた時期も、現在もそうかもしれません、あると思います。この地域ではそういうふうな環境汚染が、放射性同位元素による環境汚染が起こった場合に、どういうふうに対応するかということを実際には I A E A の指導の下に対処しておりました。

例えば、何か原子力災害にしろ、核兵器にしろ、最初に行う医療というのは外傷があるかないかをまず診ます。外傷があった人に関しては、内部被曝がないかどうかを今度検証します。この際、内部被曝のあるなしを診るのは核医学の手法で、ホールボディカウンターを使

って行います。ですから、そのところでは特に核医学の手法というのには必要になってくるわけで、そういうことも含めた可能性もあるんではないかというふうに思っておりました。

これは、内部被曝の測定に関しては IAEA が特に大きな技術を持って、国際的にも標準化しておりますので、その辺りがもっと含まれた核医学ではないかなというふうに理解しております。

畠澤の方からは以上です。

(上坂委員長) ありがとうございました。

それでは、小笠原参与から御意見を頂ければと思います。

(小笠原参与) どうも御説明ありがとうございました。

現在、国際社会の分断、あるいは対立の傾向がますます深まっておりまして、主要な国際機関、国連等も含めまして合意ができない、又は主要な加盟国が離脱してしまい、機能不全に陥っているケースもしばしば見られております。

昨年の IAEA 総会に関する御報告では、そういう状況の中で、北朝鮮の核問題に関する決議を含めて、コンセンサスで採択ができたということで私も非常に驚きまして、むしろこういった難しい状況の中で合意形成が可能だった、その理由は何なのかということについて考えをめぐらせたぐらいございました。本年はその国際社会の分断・対立傾向がより直接的に投票行動、あるいは合意形成のプロセスに反映されたのかなと思いまして、IAEA もこういった分断に対する傾向から免れていなかったということを理解いたしました。

国際社会は今、一つの結節点を迎えておりますので、日本にとって IAEA は非常に重要なと思いますが、そのところを、原点に立ち返って確認をする必要があるんじゃないかなと思います。まず、日本の原子力活動は、それが平和目的に限られて行われているということ、この国際的な保証は IAEA の保障措置活動を通じて拡大結論という形で得られております。これが今、日本の原子力活動に対する国際的な信頼の礎になっている。

それから、将来行われるであろう北朝鮮の核問題の解決ですが、これも実現する場合には、IAEA の保障措置というものが不可欠の構成要素の一つにならうかと思います。

また、ALPS 处理水をめぐる国際議論が随分ヒートいたしましたが、IAEA による権威ある見解が、その人的・環境的放射線影響は無視できるもの (negligible) ほどであると明言してくれたことが大きな貢献を果たしてくれたと思います。そういったことで、日本にとっては IAEA の権威、それから IAEA の機能が十分に確保されているということが直接の国益だというふうに私は考えております。

このような観点から見ますと、今年の IAEA 総会でも幾つかの重要な決議は採択されていますので、そのことは評価したいと思います。

それから、また冒頭に御説明がありましたが、ALPS 处理水の海洋放出に関して、昨年は、中国のステートメントで言及があったという御説明がございましたが、今年は批判するようなステートメントがなかったと。このことは日本にとっての非常に大きな外交的成果だと思います。現実の進展があつてこそその話ではありますけれども、大きな外交努力もあったのではないかと思いますので、城内大臣をはじめ、日本代表団の皆様に敬意を表したいと思います。

それから、合意形成にはいろいろ懸念材料も出ておりますが、あえて積極的な材料を指摘いたします。

一つは、この総会の前にイスラエルによるイランの原子力施設への攻撃というのがございましたけれども、これは本来であれば大きな対立案件となって、加盟国を分断する一つの要素になつてもしかるべきものだったと思いますが、これは事前の調整が行われたものと推察いたしますが、そのようにはならなかつた。このことは一つ積極的な材料ではないかと思います。

それからもう一つは、中東に関しましては当時、非常にガザの状況は深刻でしたが、イスラエルを名指して、イスラエルが NPT に入つてないことを非難して、NPT に入るようについてを訴える決議案が今回提出されなかつたと。名指しを避けた形での中東決議があつただけということですが、このことも合意形成を容易化する上では一つの積極材料だとも考えらえると思います。

他方、昨年コンセンサスで採択された決議の幾つかが、今年は採択されない、あるいは投票に付されたということは、やはり今後の IAEA の運営を占う上の不安材料だと感じております。特に、保障措置の強化・効率化の決議案、それから技術協力活動の強化に対する決議案、この二つは IAEA の活動の中でも、前者は先進国が、後者は途上国が、特に重視している活動ですので、この両者が共倒れになつてしまつたということはやはり不安を覚えざるを得ません。今後 IAEA の活動や意思決定において、特に技術協力決議が通らなかつたことによって、途上国からの理解、あるいは協力を確保することが困難になることが懸念されますので、そのところはしっかりと対応していただきたいと思います。

いずれにしろ、この分断的な傾向が強まる国際社会の中、マルチ外交のかじ取りはますます難しくなつていると思います。日本はマルチ外交の場では異なるグループの間で橋渡し役

を務めるような立場にあるケースもございます。こういうケースはもちろん減ってきているとは思いますが、まだございますので、そういった日本外交の特色も活かして、IAEAの機能と、それから権威が維持されるということに引き続き努力されることを期待したいと思います。

その上で一つ質問ですが、トランプ政権になってから米国は国連をはじめ、種々の国際機関との関係を抜本的に見直しておられます。IAEAの価値・意義は、米国は引き続き認めているのではないかと理解しておりますが、そのような変わらぬコミットメントが米国から見られるのか、またもし見られるとしたら、米国はIAEAにおいてどのような利益を実現したいと考えていると考えておられるのか、その点について御見解を伺わせていただきたいと思います。

(古本課長) 様々な御指摘ありがとうございます。

先に御質問の前のところですけれども、日本外交の特色を活かして努力をということですけれども、まさに御指摘しっかりと受け止めて、我々も現場の方でも努力をしていきたいと思います。日本の外交、対話と協調であるとか、茂木外務大臣は、力強く視野の広い外交という発言をしておりますけれども、要は日本の力を活かして、例えば最近であれば中東、御指摘ありましたけれども、イランの問題なども日本として外交努力を果たして、イランの核問題の対話による外交的な解決を目指していくというような努力を続けていくということも何度も発信をしておりまますし、様々な分野で御指摘を踏まえつつ、我々も現場でも活動していきたいというふうに考えております。

御質問にありましたアメリカについてですけれども、アメリカの立場についてお答えするということは、そのような立場にはないということはまず申し上げさせていただいた上で、ただIAEAの総会において、米国の政府代表、今回はライトエネルギー省長官が務められていらっしゃいましたけれども、一般討論演説においては、核の不拡散や原子力の平和利用、こういった分野におけるIAEAの取組というのを評価すると言った上で、アメリカはIAEAの協力に引き続きコミットしていくということを発信しておりますので、それがまさに端的にアメリカのIAEAに対する立場として現れているのかなというふうに考えております。

すみません、簡潔ではございますが以上になります。

(小笠原参与) どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から1点お伺いさせていただきます。

まず、今日のレジュメの中で不採択が3件と質疑があったとおりでありましたが、またその他、採択、コンセンサス等ということがあり、あの週の土曜の朝まで徹夜もあり、外務省の皆様が本当に御尽力されて築かれたものだなということを改めて認識しまして、敬意を表したいと思います。

それで、今回は一般の討論演説のトップバッターがイランでありまして、そしてアメリカ、イスラエルへの非難、そしてそのイラン決議の提案など、非常に物々しい雰囲気で総会が始まりました。日本の翌日の報道、こちらでの火曜日の報道も、もうイランの話が中心であつたというふうにネットで見て理解しました。しかしながら、今日御説明ありましたように、イランの決議が延期ということで、よかったですなと思います。

また、ALPS処理水です。私もその場にいましたが、中国からは非難はなかったということですが、韓国からはどんな言及がございましたでしょうか。

(田中室長) 韓国からは東京電力福島第一原子力発電所に関する言及はございましたけれども、ALPS処理水の海洋放出を非難するような発言ではございませんでした。

(上坂委員長) 分かりました。これも余り話題になっていなかったので、そういうことかなと思いました。

ただ、中国がまだ5都県、それから韓国が8県からの水産物を禁輸している状態ですね。それで、3年前まではEUも禁輸していたのですよ。それでバイ会談で、必ず大臣等ご一行に、早く解除してほしいということをお願いした。そしてようやく解除になって、以降はそれに対してお礼を言っているというございました。ですので、全ての都県からの水産物を輸入再開していただきたいと。そういう要請を引き続きお願いしていただきたいと。外務省も先導していただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

(田中室長) ありがとうございます。おっしゃるとおり、日本産水産物の輸入禁止というんですか、輸入制限は近隣諸国を中心にございます。最近は、中国本土に関しましては2023年8月、海洋放出に伴い全面禁輸という形になりました。

去年の9月、日本政府とIAEAが協力して追加的モニタリングというフレームワークを作り、10月から実施してきました。去年の10月ですから、それから8か月後の今年の6月。この追加的モニタリングというのは、中国の専門家が具体的に福島原発のところに来て、IAEAが実施するモニタリングに参加するということで、それによって海洋の汚染状況とか、そういうものが中国の国際専門家自身によって判断すると、分析するというような仕組みを作りました。その結果、中国政府も安全であるとの公表も出しました。今年の6月に37

を解除して、10都県が残っております。

10都県につきましては、2023年8月の海洋放出以前も10都県は制限しておりました。

ここに大きな役割を果たしたのがやはりIAEAのチームでございまして、先ほど小笠原参与からもございましたけれども、やはりIAEAのやることに協力していくことは非常に国益にとっても大事であるというふうに考えております。

(上坂委員長) それから、今回三つの不採択もあり、また採択も多々あり、コンセンサスも得られたと。一方、一般の方から見ると世界にニュースが流れ、紛争が起きて、それに対して国際機関でそういうコンセンサスとか合意が出る。しかしそれらがどう生かされているのかなというのがなかなか分かりにくくて。それから、国連でも今非常に複雑な国際情勢ですから、常任理事国が棄権してしまうようなことが起きてしまうとか。そういうことがあると一般の方としては国際機関のそういう決議の効力がなかなか見えにくくなっているかなと。

ところが一方、私はIAEAの方とずっと一緒に仕事をしている。今もこの質疑の中にたくさん出てくるように、IAEAは核不拡散条約に締結している国々に多数の査察官を送つて、その施設で実際査察し、また放射線計測をしているのです。それはアメリカが攻撃したイランの施設の方でちゃんとモニタリングをしていますから、その報告がIAEAに上がつて、それが世界に流れて、一部の施設で放射線の異常が観測されたということが報道されるわけです。

一方、ザポリッジヤの場合も同様で、電源喪失とかそういう状況もほぼオンラインで報告されると。そういう意味で、日本にも20名ほどのIAEAの方が常駐されている。日本中の原子力施設に行って、放射線計測等を査察も監視継続されていると。それがIAEAの実務といいますか、強みというふうに私は思って、説明しているのです。けれども、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。そういう理解でよろしいでしょうか。

(田中室長) おっしゃるとおり、我が国は特に今おっしゃられた監視とか、それからいろいろございまして、やはりいろんな場面において、いろんな国、各々が独自でやるということも重要ですけれども、IAEAにはIAEAのスタンダードというのがあって、それからちょっと報告でも申し上げましたけれども、ウクライナについては五つの原則とか、七つの柱というものを発表して、そういった原則、柱に基づいて取り組んでいくとか、そういう形でIAEAが平和的利用についてそういった分野、それから地域においても一定の基準を満たして、それに基づいてやっていくと。

IAEA、あるいは国際基準に照らして安全であるということなので、新しい事象が起きたときにスタンダードを作つて、やはり IAEA のスタンダードを作つてやっていくと。それは紛争地の話のみならず、例えば今後いろんな新しい技術、革新炉と言われる技術もありますし、それから軽水炉以外の原子炉というのもございますけれども、その安全基準とか、そういうものについても IAEA が基準を作つて、世界がそれをやっていくということが重要ではないかというふうに考えております。

(上坂委員長) ありがとうございます。

次に、内閣府の方の報告の中の、私もいましたので補足になるかもしれません、4ページ、5ページの話です。ベルギー、カナダのバイ会談です。こちらでは福島第一発電所の事故が起きた後で再稼働、それから建て替え、それから海外へのSMR計画への参画など、日本の原子力発電が再稼働再興していることから自国の原発を。どうしてそうなったのか。それから、国民はどのように考えているかと。それから、社会受容性はどのように風信頼回復していくのかとか、そういう質問が非常に多かったです。

それからまた、特にカナダが福島の燃料デブリの取出し、分析、更に本格取出しへの準備に大変興味を持って御質問をしてきました。本当にここまで我々が日本の取組として原子力の情勢を説明する話と、他人事として聞いているという感じだったのです。最近はどうしてここまで復興するのかとか、社会受容性はどうして向上したんだとか。あるいは福島の廃炉の計画が見えてきて、そういうことを学びたいと各国が言い出しているということは、この数年、本当に日本の原子力への見方が変わってきてているという印象があります。ですので、やはりしっかりとこの流れをキープして、日本は原子力をしっかりとやっていくべきと。本当に襟を正す思いといったところでございます。

また、最後に翌日の木曜の視察、チェコです。このレーザー施設についてですが、先ほど御説明があったように、EUが20年ほど前から三つの大きなレーザー研究所を、チェコとハンガリーとルーマニアに造っています。そして、どうしてこれらが東欧、中欧かというと、人材獲得・育成の理由があるそうです。

このグループは2023年にノーベル物理学賞、アト秒レーザー科学を取り、また2018年にはフェムト秒の高出力レーザーでノーベル賞を取っているという、非常に強力なサイエンスのグループであります。日本でもJSTが未来社会創造事業レーザー駆動による量子ビーム加速器の開発と実証を実施しております。これを放射線応用の重要な分野の一つとして視察しました。

また、チェコ工科大学は今日報告がありましたように、1基の原子炉の建設が決まり、またその後も計画があり、そこに対して日本の原子力界に対する期待が非常に強いということを改めて実感した次第でございます。

私からは以上でございます。

それでは、どうも御説明ありがとうございました。議題（1）は以上でございます。

それでは、説明者におかれましては退席をよろしくお願ひいたします。

（古本課長）どうもありがとうございました。

（田中室長）どうもありがとうございました。

（外務省 退室）

（上坂委員長）それでは、次に議題（2）について事務局から説明をお願いいたします。

（井出参事官）それでは、今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会議につきましては、令和7年11月4日火曜日13時から、場所が中央合同庁舎1号館6階623会議室、議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせをいたします。

以上です。

（上坂委員長）ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

一了一